(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字天竺一一三五三の一・字市井木一二二〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成三十年二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

○国土交通省告示第百二十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二一〇六号	藤島　幸雄	山口県	平成三十年一月二十二日	内海水先区
第二一〇七号	大濱　啓司	大分県	平成三十年一月二十二日	内海水先区

○東北地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

東北地方整備局長　津田　修一

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一九六号、標柱一九七号、標柱二〇〇号、標柱一九九号、標柱一九八号を順次結んだ線及び標柱一九六号と標柱一九八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一〇五〇号、標柱一〇五一号、標柱一〇五七号、標柱一〇五六号、標柱一〇六〇号、標柱一〇六五号、標柱一〇六二号、標柱一〇六一号、標柱一〇五四号を順次結んだ線及び標柱一〇五〇号と標柱一〇五四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一二一〇号、標柱一二一一号、標柱一二一六号、標柱一二一五号を順次結んだ線及び標柱一二一〇号と標柱一二一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
宮城県岩沼市押分字須加原三六、一一二の一〇、一一二の一一、早股字前川一六九
二　指定の目的　潮害の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大荒字荒沢前二七二番二から同市大荒字門脇一一四番二まで	前	一六・六五～七二・六〇メートル	一六〇・一〇キロメートル
	後	一六・六五～四七・四〇メートル	一六〇・一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻渋川二番三から同町三ケ尻長根前一一番三まで	前	二八・四〇～五五・一一メートル	〇・五〇四キロメートル
	後	二八・四〇～五五・一一メートル	〇・五〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

路線名	供用開始の区間	関東地方整備局長　泊　宏
二百九十八号	市川市鬼高三丁目七六〇番七地先から同市高谷一三四九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月一日

○関東地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百九十八号	市川市鬼高三丁目七六〇番七地先から同市高谷一三四九番一まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二日